

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年3月29日

金 曜 日

号 外(4)

目 次

規 則

○富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第11号

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則（平成2年富山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「学士の学位」の次に「（同法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）」を加え、同条第4号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（くすり政策課）

